

(旧制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

・ **国際物流拠点産業集積地域**における課税免除

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和4年7月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

【対象産業・事業】

①道路貨物運送業	自動車等により貨物の運送を行う業
③卸売業	有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。
④特定の無店舗小売業※1	店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。 ※1 訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。
⑤特定の機械等修理業※2	機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。 ※2 国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。
⑥特定の不動産賃貸業※3	一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業 ※3 その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。
⑦製造業	新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業
⑧航空機整備業	航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業

【取得価格要件】

【対象産業・事業】の用に供する一の設備のうち、

①これらを構成する減価償却資産（機械・装置、建物及びその附属設備等※1）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。

②機械・装置でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。

※1 附属設備については、建物と同時に取得したのものに限る。

【課税免除対象資産】

【取得価格要件】を満たした、【対象産業・事業】の用に供する一の設備のうち、

- 家屋（工場用等）
- 機械・装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

【留意事項】

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

TEL: (098) 862-5320/FAX: (098) 861-1297

E-mail: naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

(旧制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

・情報通信産業振興地域における課税免除

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和4年7月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

【対象産業・事業】

【振興地域】

- 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
- 電気通信業
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- 放送業（有線放送業を含む）
- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業
- 情報通信技術利用事業・・・情報通信産業以外の業種に属する事業者が、情報通信技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業等（コールセンター等）

【特別地区】

- データセンター
- インターネット・サービス・プロバイダ
- インターネット・エクスチェンジ
- バックアップセンター
- セキュリティデータセンター
- 情報通信機器相互接続検証事業

【取得価格要件】

情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備のうち

- ① これらを構成する減価償却資産（建物及びその附属設備※1、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両、器具・備品）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。
 - ② 機械・装置及び器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。
- ※1 附属設備については、建物と同時に取得したものに限る。

【課税免除対象資産】

【取得価格要件】を満たした、【対象産業・事業】の用に供する一の設備のうち、

- 家屋
- 構築物
- 機械及び装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

【留意事項】

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL：(098) 862-5320 FAX：(098) 861-1297

E-mail：naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

(旧制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

・観光地形成促進地域における課税免除

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和4年7月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

【特定民間観光関連施設】

スポーツ・レクリエーション施設	① トレーニングセンター
	② 遊園地
	③ 野営場（キャンプ場）
	④ 野外アスレチック場
	⑤ ダイビング施設
	⑥ 庭球場
	⑦ 水泳場
	⑧ スケート場
	⑨ ゴルフ場
	⑩ マリーナ
	⑪ ボーリング場
教養文化施設	① 文化紹介体験施設
	② 劇場
	③ 博物館
	④ 美術館
	⑤ 動物園
	⑥ 植物園
	⑦ 水族館
休養施設	① 展望施設
	② 温泉保養施設
	③ 海洋療法施設
	④ 国際健康管理・増進施設
集会施設	① 会議場施設
	② 研修施設
	③ 展示施設
販売施設	沖縄振法第8条第1項に規定する要件を備え、沖縄県知事が指定する施設

【取得価格要件等】

特定民間観光関連施設の用に供する一の設備のうち

○これらを構成する減価償却資産（建物及びその附属設備※並びに構築物等）の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの。

○性風俗関連施設、会員制施設でないこと。

※1 附属設備については、建物と同時に取得したものに限る。

【課税免除対象資産】

【取得価格要件等】を満たした、【特定民間観光関連施設】の用に供する一の設備のうち

○家屋

○構築物

○機械・装置

○これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

【留意事項】

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。
- ・宿泊施設そのものは対象になりません。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL: (098) 862-5320/FAX: (098) 861-1297

E-mail: naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

(旧制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

・産業高度化・事業革新促進地域における課税免除

◎事前に沖縄県知事の計画認定が必要になります。

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を事前に沖縄県知事の認定を受けて令和4年7月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

【対象事業】

製造業等	①製造業
	②道路貨物運送業
	③卸売業
産業高度化・事業革新促進事業	⑤デザイン業
	⑨自然科学研究所
	⑩電気業 ※水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備
	⑫計量証明業

【取得価格要件】

【対象事業】の用に供する一の設備のうち、

- ① これらを構成する減価償却資産（機械・装置、特定の器具・備品※1並びに工場用の建物等及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。
- ② 機械・装置、特定の器具及び備品※1でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。

※1 特定の器具・備品とは○電子計算機 ○デジタル交換設備 ○デジタルボタン電話設備 ○ICカード利用設備 ○開発研究用の器具・備品

【課税免除対象資産】

【取得価格要件】を満たした、【対象事業】の用に供する一の設備のうち、

- 家屋（工場用等）
- 機械・装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

【留意事項】

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

[TEL: \(098\) 862-5320](tel:0988625320)/[FAX: \(098\) 861-1297](tel:0988611297)

E-mail : naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp